

令和2年5月29日

放課後等デイサービス事業所 様

富田林市福祉事務所長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校等の臨時休業の終了に伴う
放課後等デイサービスの臨時的取扱いについて(お知らせ)

日頃は、本市障がい福祉行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校等の臨時休業に関連し、放課後等デイサービスの報酬単価について、臨時休業日に学校休業日単価を用いることを認めるなどした特例的取扱いにつきまして、令和2年5月28日付「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について(その2)」(厚生労働省発出)が示されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

富田林市立の小・中学校における臨時休校は令和2年5月31日までとなり、その後6月1日から6月12日までの「スタートアップ期間」(分散・短縮授業)を経て、6月15日より通常授業が実施される予定ですが、6月30日までは、これまでと同様に学校休業日単価の算定を可能とします。ただし、予定通りに通常授業が開始されなかった場合には、改めて新たな取扱いについてこのウェブサイトでお知らせいたします。(富田林市立以外の学校等の臨時休校期間の取扱いにつきましては、各設置者にお問い合わせください。)

なお、電話や居宅等における支援による特例報酬の算定につきましては、同様に6月30日を終了の目途とし、以後はケース毎に判断していく予定ですが、正式に決まり次第改めてお知らせいたします。

以上

問い合わせ先
富田林市役所 子育て福祉部
障がい福祉課 給付係
TEL0721-25-1000 内線(194)